# 横浜市行政不服審査会答申 (第139号)

令和6年3月12日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「一時保護処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は 妥当である。

## 2 事案の概要

審査請求人の子であり、審査請求人が親権を行う児童(以下「本件児童」という。)について、横浜市北部児童相談所長(以下「処分庁」という。)が令和5年3月24日に児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第33条第2項に基づき一時保護を行った(以下「本件一時保護」という。)。その後、2か月を超えて一時保護を行うことにつき審査請求人が反対の意思を表示したため、処分庁は令和5年5月9日に、横浜家庭裁判所に対して引き続いての一時保護の承認審判の申立てを行い、同月25日に承認審判がなされ、同年8月18日に即時抗告が棄却されたことに伴い承認審判が確定した。さらに、同年9月28日、処分庁は法第28条第1項第1号に基づき、施設入所の承認審判を申し立てて現在係属中である。

本件は、審査請求人が、本件一時保護が違法であると主張し、その取消しを求めた事案である。

# 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件一時保護は、一時保護の必要性も相当性もなく、法第33条第1項の要件を欠き、かつその裁量権を著しく逸脱している。
- (2) また、本件では一時保護の具体的な必要性や理由に関する説明が欠けている。

#### 4 処分庁の主張の要旨

横浜市北部児童相談所(以下「北部児相」という。)は令和5年3月23日に児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条第1項及び法第25条第1項に基づく通告(以下「児童通告」という。)を受理したことから、翌24日に本件児童の通学する小学校を訪問し本件児童がこめかみに2cm程度の傷及び首のあたりに2cm程度の傷を負っていることを確認したため、本件児童に対し、法第33条第1項に基づき本件一時保護を行った。

処分庁は、通告内容についての事実確認及びそれ以前からの本件児童の養

育環境を調査・確認するとともに、それによる児童への心理的影響及び児童の心情を確認する必要があったところ、引き続き審査請求人と一定の距離を置いた環境下で本件児童の面接を重ね、調査を進めていく必要があったため一時保護をした。

したがって、本件は法第33条第1項及び第2項の「必要があると認めると き」との要件に該当する。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

# 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

# (1) 法令の概要

- ア 都道府県知事は、必要があると認めるときは、法第27条第1項又は第2項の措置(法第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。)を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる(法第33条第2項)。なお、本市においては、法の規定により都道府県が処理することとされている事務は、本市が処理する(法第59条の4第1項、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第45条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第1項)。そして、法第33条第2項の規定による児童の一時保護に関する事務は、児童相談所長に委任されている(横浜市児童相談所長委任規則(昭和49年9月横浜市規則第126号)第16号)。
- イ 上記アによる一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月 を超えてはならない(法第33条第3項)。
- ウ 上記イにかかわらず、児童相談所長は、必要があると認めるときは、引き続きアによる一時保護を行うことができる(法第33条第4項)。

- エ 上記ウにより引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者 又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長が引き続 き一時保護を行おうとするときに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を 得なければならない(法第33条第5項本文)。
- オ 上記工に基づいて引き続きの一時保護がなされた場合には、同申立てに対する審判が確定したときから2月を超えて一時保護を行おうとするときに再度、上記工の家庭裁判所の承認を得なければならない(法第33条第5項及び同条第7項)。
- カ 上記才による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合に おいて、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月 を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き 一時保護を行うことができる(法第33条第6項)。
- キ 当該児童に係る法第28条第1項の承認の申立てがなされている場合には、上記エの家庭裁判所の承認を得る必要はない(法第33条第5項ただし書)。

## (2) 認められる事実

当事者に争いのない事実及び証拠により認められる事実は以下のとおりである。

- ア 北部児相は、令和5年3月23日に、本件児童についての児童通告を受理した。
- イ アの児童通告に基づき北部児相が確認したところ、本件児童のこめか みに擦過傷が確認された。
- ウ 北部児相が本件児童に事実確認を行ったところ、本件児童からは受傷 起転、養育状況、児童の心情を確認することができなかった。
- エ そこで、処分庁は令和5年3月24日に法第33条第2項に基づき一時 保護を行った。
- オ その後、2か月を超えて一時保護を行うことにつき審査請求人が反対 の意思を表示したため、処分庁は令和5年5月9日に、横浜家庭裁判所に 対して引き続いての一時保護の承認審判の申立てを行い、同月25日に承 認審判がなされ、これに対し審査請求人が東京高等裁判所に対して即時 抗告をしたものの、同年8月18日に即時抗告が棄却されたことに伴い承 認審判が確定した。さらに、同年9月28日、処分庁は法第28条第1項に

基づき、横浜家庭裁判所に対して施設入所の承認審判を申し立てて現在 係属中である。

## (3) 判断の理由

ア 本件一時保護開始時の適法性及び妥当性

法第 33 条第 2 項は、一時保護の要件として、「必要があると認めるとき」とし、「必要があると認めるとき」の具体的事情の例示として、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」と規定する。

また、「一時保護ガイドラインについて」(平成30年7月6日子発0706第4号)II2(2)「一時保護の機能」には、一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントであるとされており、適切かつ具体的な援助指針(援助方針)を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に一時保護を行うことを認めている。

本件では、前記(2)アからウまでのとおり、児童通告が行われており、本件児童の顔に傷が認められ、本件児童から受傷起転や現在の養育状況、本件児童の心情についての説明が受けられなかったため、本件児童に対する虐待があるかどうかの判断のため、また本件児童のアセスメントを行うために一時保護をする必要性が認められ、本件一時保護の開始は適法かつ適切である。

なお、審査請求人は本件児童が被る不利益が甚大であり、一時保護の相当性が認められないと主張するが、一時保護所での一時保護は可能な限り児童らの権利保障がなされており、本件一時保護の必要性に応じた相当性は認められる。

#### イ 一時保護継続の適法性及び妥当性

一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない(法第33条第3項)が、例外的に、児童相談所長は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる(法第33条第4項)。処分庁は、養育環境の調査と児童の心情の調査を重ねていく必要があったため、一時保護の延長の判断を行った。同延長の判断は、虐待の調査及びアセスメントの必要があるため、適法かつ適切である。

また、引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未

成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長が引き続き一時 保護を行おうとするときに、児童相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならない(法第33条第5項)が、令和5年5月9日、処分庁は横浜 家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認を求める審判(法第33条第5項)を申し立て、同年8月18日に即時抗告が棄却され、承認審判が確定した。

なお、本件一時保護を開始した日から2か月経過後に承認審判が確定しているが、法第33条第6項に基づき、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。

本件では、審判までに相当長期間がかかり、さらに抗告審でも長期間の 審理がなされていることから、やむを得ない事情があると認められる。し たがって、本件一時保護延長時には、一時保護延長は適法かつ妥当であっ たと認められる。

## ウ 現在の一時保護の適法性及び妥当性

処分庁は、引き続いての一時保護の承認を求める審判が確定してから 2か月が経過する以前の令和5年9月28日に、法第28条第1項に基づ く施設入所措置の承認審判を申し立てた。法第33条第5項ただし書によ り、本件児童に係る法第28条第1項の承認の申立てがなされている場合 には、再度、引き続いての一時保護の承認を求める審判を申し立てる必要 はない。なお、法第28条第1項に基づく施設入所措置の承認審判は現在 も審理中である。

処分庁は、本件児童の一時保護に係る必要な手続は行っているが、このような手続とは別に、現時点での一時保護に適法性及び妥当性が存在する必要がある。そこで、現時点での一時保護の適法性及び妥当性を判断する。

処分庁は調査の結果、本件児童が、母子二人の生活において、母の感情的かつ過度な叱責と、叩く、蹴るなどの暴力におびえる生活を長期間にわたって送ってきており、母の行為は身体的虐待及び心理的虐待に該当すると判断した。また、本件児童は他者や環境に対して警戒的防衛的であり、解離症状やトラウマ症状が見られ、本件児童に虐待による悪影響が出ていること、仮にこのまま家庭引き取りとしたならば、本件児童が不安に思

っている不適切な養育の再燃は必至であり、本件児童のトラウマ症状、解離症状の悪化、ひいては心身の健全な発達が阻害されることが強く懸念されるとし、本件児童には施設入所が適切であると判断して、法第28条第1項の施設入所措置の承認申立てを横浜家庭裁判所に行い、判断を待っている状況である。

そうすると、少なくとも、家庭裁判所による判断が行われるまでは、本件児童を審査請求人宅に帰宅させず、一時保護を継続することが本件児童の安全確保のためにも、また、本件児童の状況把握のためにも必要であるといえる。

したがって、現在の一時保護継続状態についても適法かつ妥当な処分であると言える。

# エ 処分理由の説明について

審査請求人は、審査請求人に対する一時保護の具体的な必要性や理由 に関する説明が欠けていると主張する。

しかし、法第33条の規定による一時保護は、法第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の措置をとる必要がある場合に、その措置をとるまでの間、暫定的に当該児童を保護するために行われる行政処分であって、その実質は法的効果の発生を目的としない事実行為であるから、行政手続法(平成5年法律88号)第2条第4号イの「事実上の行為」に該当し、同号柱書が定義する「不利益処分」には含まれない(大阪地方裁判所平成28年6月3日判決・平成27年(行ウ)209号)。

したがって、一時保護には、同法第 14 条第 1 項は適用されないため、 その具体的な理由を説明しなかったとしても手続違背とはならない。

#### オ 面会制限等について

なお、審査請求人は、面会制限等について述べるが、一時保護中の面会制限等は児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づき行われる別異の処分であり、本答申で意見を述べることはしない。

## (4) 結語

以上により本件一時保護については一時保護開始時から現時点において、 一時保護の要件は充足しており、本件一時保護は適法かつ適切な処分であ る。

#### (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

# (6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

# 《 参 考 1 》

# 審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年5月24日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年6月12日	・弁明書等の受理
令和5年6月14日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年6月29日	・反論書の受理
令和5年7月4日	・反論書の送付
令和5年7月25日	・物件の提出依頼
令和5年9月7日	・物件の受理
令和5年9月11日	・物件の提出通知
令和5年9月21日	・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和5年10月10日	・物件の提出依頼
令和5年10月19日	・物件の受理
令和5年10月27日	・提出書類等の閲覧等の決定
	・ 反論書等の提出依頼
令和5年11月13日	・ 反論書の受理
令和5年11月15日	・ 反論書の送付
令和5年12月19日	・追加資料の受理
令和5年12月20日	・追加資料の受理
令和5年12月22日	・追加資料の送付
令和5年12月25日	・追加資料の送付
令和6年1月31日	・審理手続の終結
令和6年2月6日	・審理員意見書の提出

# 《 参 考 2 》

# 審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年2月13日	<ul><li>・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理</li><li>・調査審議</li></ul>
令和6年3月12日	・調査審議